

協 定 書

交野市水道事業管理者（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、給・配水施設布設工事（以下「本工事」という。）について、下記のとおり協定する。

記

- 第 1 条 乙は、甲の指示に基づき、別添図書のとおり本工事を施工する。
- 第 2 条 乙は、公道、公有土地水面に給・配水施設を布設するときは、その管理者の許可を得た後に着工する。なお、必要図書の作成を含め、占用許可申請等の手続きは乙が行う。
また、占用許可の引継ぎが必要な占用物については、竣工後、速やかに引継ぎ図書を甲に提出する。
- 第 3 条 本工事に伴い第三者から異議苦情等の申し出があった場合は、すべて乙の責において解決する。
- 第 4 条 既設配水管からの分岐に伴い既存道路を掘削する場合は、舗装本復旧の完了をもって竣工とする。ただし、第 5 条の竣工検査以降に舗装本復旧を行う場合は、本復旧後、すみやかに舗装写真を甲に提出する。
- 第 5 条 甲は、工事竣工届を受理したときは、14 日以内に竣工検査を行う。
- 第 6 条 乙は、竣工検査合格日をもって、当該給・配水施設を引き渡すべく甲に寄附申込書を提出する。
- 第 7 条 第 1 条の範囲について変更等が生じたときは、その都度、甲、乙が協議する。
- 第 8 条 乙は甲に配水施設の寄附申込書を提出した日から 1 年間、給・配水施設のかしを補修しかつそのかしによって生じた滅失もしくは損傷に対して損害を賠償しなければならない。
また、検査後、舗装工事施工時に給・配水施設に損傷を与えた場合は乙が補修する。
- 第 9 条 乙は甲が別に定める書類を各々必要な時期に提出する。
- 第 10 条 その他この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙協議し決定する。

協定書締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通保管する。

年 月 日

甲 大阪府交野市私市 2 丁目 2 4 番 1 号
交野市水道事業管理者

乙